

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年 6月26日
【会社名】	兼房株式会社
【英訳名】	KANEFUSA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 将人
【本店の所在の場所】	愛知県丹羽郡大口町中小口一丁目1番地
【電話番号】	0587-95-2821(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 鈴木 仁
【最寄りの連絡場所】	愛知県丹羽郡大口町中小口一丁目1番地
【電話番号】	0587-95-2821(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 鈴木 仁
【縦覧に供する場所】	兼房株式会社関西支社 (大阪市浪速区桜川四丁目3番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注) 上記の関西支社は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

## 1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき21円

ハ 効力発生日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。また、取締役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。さらに、その他所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として渡邊将人、太田正志、平子哲朗、西尾悟、鈴木仁、春日晃、萬谷哲朗、石田信之、山川寿康及び林繁樹を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として森隆生、辻中修及び鮎澤多俊を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役および監査等委員の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」、第3号議案「取締役10名選任の件」および第4号議案「監査等委員3名選任の件」の承認可決を条件として、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額360百万円以内（使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まないものとする。）、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	111,105	2,724	0	(注)1	可決(93.80%)
第2号議案	108,545	5,284	0	(注)2	可決(91.64%)
第3号議案					
渡邊將人	108,552	5,277	0		可決(91.64%)
太田正志	108,574	5,255	0		可決(91.66%)
平子哲朗	108,572	5,257	0		可決(91.66%)
西尾悟	108,574	5,255	0		可決(91.66%)
鈴木仁	108,574	5,255	0	(注)3	可決(91.66%)
春日晃	108,574	5,255	0		可決(91.66%)
萬谷哲朗	108,574	5,255	0		可決(91.66%)
石田信之	108,574	5,255	0		可決(91.66%)
山川寿康	108,574	5,255	0		可決(91.66%)
林繁樹	108,574	5,255	0		可決(91.66%)
第4号議案					
森隆生	111,263	2,566	0	(注)3	可決(93.93%)
辻中修	108,583	5,246	0		可決(91.67%)
鮎澤多俊	111,274	2,555	0		可決(93.94%)
第5号議案	113,714	115	0	(注)1	可決(96.00%)

(注)1. 出席(株主総会前日までの事前行使分を含む)した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上